

第1号明細書 修繕・改築計画

20km 当り

作業項目	主任技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	金額	備考
1.診断									
1-1 異常の程度の評価									
1-2 緊急度・健全度の判定									
2.対策の必要性検討									
3.修繕・改築の優先順位の検討									
4.対策範囲の検討									
5.長寿命化対策検討対象施設の選定									
6.改築方法の検討									
6-1 改築方法の選定									
6-2 ライフサイクルコスト改善額の算定									
7.実施時期の設定及び概算費用の算出									
7-1 事業量の算出と実施時期の設定									
7-2 計画期間内の概算費用の算出									
8.修繕・改築のとりまとめ									
9.照査									
計(人)									
計									
延長補正	L=4.3km			補正率=					
対象施設による割増率	管渠のみ			補正率=					
補正率	補正率=								
合計									

第2号明細書 報告書作成

1式 当り

作業項目	主任技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	金額	備考
報告書作成									
計(人)									
合計									

第3号明細書 設計協議(中間3回)

1式 当り

作業項目	主任技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	金額	備考
第1回打合せ									
中間打合せ									
最終打合せ									
計(人)									
合計									

調査内容一覧表

令和3年度 下水道管きょTVカメラ調査内容

整理No.	施設番号	地区	図面番号	管種	管径	排除方式	調査日	調査方法	昼夜	上流マノール番号	下流マノール番号	台帳延長(m)	緊急度	備考
1	K119121001	汐見台	1	HP	250	分流汚水	令和3年9月27日	TV	昼	J119121001	J119120001	23.50	Ⅲ	
2	K119120001	汐見台	1	HP	250	分流汚水	令和3年9月27日	TV	昼	J119120001	J119120002	33.30	Ⅱ	
3	K119120002	汐見台	1	HP	250	分流汚水	令和3年9月28日	TV	昼	J119120002	J119120003	36.61	Ⅲ	
4	K119120003	汐見台	1	HP	250	分流汚水	令和3年9月28日	TV	昼	J119120003	J119120004	35.26	Ⅲ	
5	K119120004	汐見台	1	HP	250	分流汚水	令和3年9月28日	TV	昼	J119120004	J119120005	35.01	Ⅱ	
6	K119120005	汐見台	1	HP	250	分流汚水	令和3年9月28日	TV	昼	J119120005	J119120006	44.04	Ⅲ	
7	K119120006	汐見台	1	HP	250	分流汚水	令和3年9月28日	TV	昼	J119120006	J119120007	44.51	Ⅱ	
8	K119120007	汐見台	1	HP	250	分流汚水	令和3年9月28日	TV	昼	J119120007	J119120008	44.59	Ⅲ	
9	K119120008	汐見台	1	HP	250	分流汚水	令和3年9月28日	TV	昼	J119120008	J119120009	37.80	Ⅱ	
10	K119120009	汐見台	1	HP	250	分流汚水	令和3年9月28日	TV	昼	J119120009	J119120010	35.94	Ⅲ	
11	K119120010	汐見台	1	HP	250	分流汚水	令和3年9月28日	TV	昼	J119120010	J119120011	26.07	劣化なし	
12	K119120011	汐見台	1	HP	250	分流汚水	令和3年9月29日	TV	昼	J119120011	J119120012	9.68	Ⅲ	
13	K119120012	汐見台	1	HP	250	分流汚水	令和3年9月29日	TV	昼	J119120012	J119120013	46.58	Ⅲ	
14	K119120013	汐見台	1	HP	250	分流汚水	令和3年9月29日	TV	昼	J119120013	J119120014	45.02	Ⅲ	
15	K119120014	汐見台	2	HP	250	分流汚水	令和3年9月29日	TV	昼	J119120014	J119119003	44.95	Ⅲ	
16	K119119003	汐見台	2	HP	250	分流汚水	令和3年9月29日	TV	昼	J119119003	J119119004	45.01	劣化なし	
17	K119119004	汐見台	2	HP	250	分流汚水	令和3年9月29日	TV	昼	J119119004	J119119005	45.01	Ⅲ	
18	K119119005	汐見台	2	HP	250	分流汚水	令和3年9月29日	TV	昼	J119119005	J119119006	21.40	Ⅲ	
19	K119119006	汐見台	2	HP	250	分流汚水	令和3年9月29日	TV	昼	J119119006	J119119007	25.50	Ⅲ	
20	K119119007	汐見台	2	HP	250	分流汚水	令和3年9月29日	TV	昼	J119119007	J119119008	22.44	Ⅲ	
21	K119119008	汐見台	2	HP	250	分流汚水	令和3年9月30日	TV	昼	J119119008	J119119009	49.61	Ⅱ	
22	K119119009	汐見台	2	HP	250	分流汚水	令和3年9月30日	TV	昼	J119119009	J119119001	39.71	Ⅱ	
23	K119119011	汐見台	2	HP	250	分流汚水	令和3年9月27日	TV	昼	J119119011	J120119008	40.10	Ⅲ	
24	K120119008	汐見台	2	HP	250	分流汚水	令和3年9月27日	TV	昼	J120119008	J120119009	15.41	劣化なし	
25	K120119009	汐見台	2	HP	250	分流汚水	令和3年9月27日	TV	昼	J120119009	J120119010	44.55	Ⅲ	
26	K120119010	汐見台	2	HP	250	分流汚水	令和3年9月27日	TV	昼	J120119010	J120119011	33.45	劣化なし	
27	K120119011	汐見台	2	HP	250	分流汚水	令和3年9月27日	TV	昼	J120119011	J120119012	9.04	劣化なし	
28	K120119012	汐見台	2	HP	250	分流汚水	令和3年9月27日	TV	昼	J120119012	J119119010	35.00	Ⅲ	
29	K119119010	汐見台	2	HP	250	分流汚水	令和3年9月27日	TV	昼	J119119010	J119119007	33.49	劣化なし	
30	K120121001	汐見台	3	HP	250	分流汚水	令和3年9月30日	TV	昼	J120121001	J120121002	35.06	Ⅲ	
31	K120121002	汐見台	3	HP	250	分流汚水	令和3年9月30日	TV	昼	J120121002	J120121003	45.00	Ⅲ	
32	K120121003	汐見台	3	HP	250	分流汚水	令和3年9月30日	TV	昼	J120121003	J120121004	32.43	Ⅱ	
33	K120121004	汐見台	3	HP	250	分流汚水	令和3年9月30日	TV	昼	J120121004	J120121005	42.57	Ⅱ	
34	K120121005	汐見台	3	HP	250	分流汚水	令和3年9月30日	TV	昼	J120121005	J120120006	45.46	Ⅲ	
35	K120120006	汐見台	3	HP	250	分流汚水	令和3年9月30日	TV	昼	J120120006	J120120007	47.98	Ⅲ	
36	K120120007	汐見台	4	HP	250	分流汚水	令和3年9月30日	TV	昼	J120120007	J120120008	47.21	Ⅲ	
37	K120120008	汐見台	4	HP	250	分流汚水	令和3年10月1日	TV	昼	J120120008	J120120009	50.00	Ⅲ	
38	K120120009	汐見台	4	HP	250	分流汚水	令和3年10月1日	TV	昼	J120120009	J120120010	50.08	Ⅲ	
39	K120120010	汐見台	4	HP	250	分流汚水	令和3年10月1日	TV	昼	J120120010	J120120011	37.15	Ⅲ	
40	K120120011	汐見台	4	HP	250	分流汚水	令和3年10月1日	TV	昼	J120120011	J120120012	36.49	Ⅲ	
41	K120120012	汐見台	4	HP	250	分流汚水	令和3年10月1日	TV	昼	J120120012	J120120013	20.47	Ⅱ	
42	K120120013	汐見台	4	HP	250	分流汚水	令和3年10月1日	TV	昼	J120120013	J120120014	28.15	Ⅱ	
43	K120120014	汐見台	4	HP	250	分流汚水	令和3年10月1日	TV	昼	J120120014	J120119001	28.03	Ⅲ	
44	K121123018	亦楽	5	HP	250	分流汚水	令和3年10月4日	TV	昼	J121123018	J121123019	24.68	Ⅲ	
45	K121123019	亦楽	5	HP	250	分流汚水	令和3年10月4日	TV	昼	J121123019	J122123036	39.03	Ⅲ	
46	K122123036	亦楽	5	HP	250	分流汚水	令和3年10月4日	TV	昼	J122123036	J122123026	18.79	Ⅲ	
47	K122123037	亦楽	5	HP	250	分流汚水	令和3年10月4日	TV	昼	J122123037	J122123038	41.73	Ⅲ	
48	K122123038	亦楽	5	HP	250	分流汚水	令和3年10月4日	TV	昼	J122123038	J122123039	37.98	Ⅱ	
49	K122123039	亦楽	5	HP	250	分流汚水	令和3年10月4日	TV	昼	J122123039	J122123040	43.89	Ⅲ	
50	K122123040	亦楽	5	HP	250	分流汚水	令和3年10月4日	TV	昼	J122123040	J122123044	46.09	Ⅱ	
51	K122123041	亦楽	5	HP	250	分流汚水	令和3年10月4日	TV	昼	J122123041	J122123042	45.09	Ⅱ	
52	K122123042	亦楽	5	HP	250	分流汚水	令和3年10月4日	TV	昼	J122123042	J122123043	37.25	Ⅲ	
53	K122123043	亦楽	5	HP	250	分流汚水	令和3年10月4日	TV	昼	J122123043	J122123044	29.55	Ⅲ	
54	K122123009	亦楽	5	HP	250	分流汚水	令和3年10月5日	TV	昼	J122123009	J122123010	42.82	Ⅲ	
55	K122123010	亦楽	5	HP	250	分流汚水	令和3年10月5日	TV	昼	J122123010	J122123011	5.50	Ⅲ	
56	K122123059	亦楽	5	HP	250	分流汚水	令和3年10月5日	TV	昼	J122123059	J122123005	26.08	Ⅲ	
57	K122123005	亦楽	5	HP	250	分流汚水	令和3年10月5日	TV	昼	J122123005	J122123006	43.51	Ⅲ	
58	K122123006	亦楽	5	HP	250	分流汚水	令和3年10月5日	TV	昼	J122123006	J122123007	50.10	Ⅲ	
59	K122123007	亦楽	5	HP	250	分流汚水	令和3年10月5日	TV	昼	J122123007	J122123008	6.62	Ⅲ	
60	K122123008	亦楽	5	HP	250	分流汚水	令和3年10月5日	TV	昼	J122123008	J122123009	23.95	Ⅲ	
61	K122123045	亦楽	5	HP	250	分流汚水	令和3年10月6日	TV	昼	J122123045	J122123046	31.18	Ⅲ	
62	K122123046	亦楽	5	HP	250	分流汚水	令和3年10月6日	TV	昼	J122123046	J122123047	44.52	Ⅲ	
63	K122123047	亦楽	5	HP	250	分流汚水	令和3年10月6日	TV	昼	J122123047	J122123056	8.25	Ⅲ	
64	K122123056	亦楽	5	HP	250	分流汚水	令和3年10月7日	TV	昼	J122123056	J122123057	19.10	Ⅲ	
65	K122123057	亦楽	5	HP	250	分流汚水	令和3年10月7日	TV	昼	J122123057	J122123008	12.55	Ⅲ	
66	K122123050	亦楽	5	HP	250	分流汚水	令和3年10月7日	TV	昼	J122123050	J122123051	18.48	Ⅲ	
67	K122123051	亦楽	5	HP	250	分流汚水	令和3年10月7日	TV	昼	J122123051	J122123052	25.90	Ⅲ	
68	K122123052	亦楽	5	HP	250	分流汚水	令和3年10月7日	TV	昼	J122123052	J122123057	25.40	Ⅲ	
69	K122123004	亦楽	5	HP	250	分流汚水	令和3年10月5日	TV	昼	J122123004	J122123005	37.67	Ⅲ	
70	K122123003	亦楽	5	HP	250	分流汚水	令和3年10月5日	TV	昼	J122123003	J122123004	33.19	Ⅲ	
71	K122123058	亦楽	5	HP	250	分流汚水	令和3年10月5日	TV	昼	J122123058	J122123004	44.90	Ⅲ	
72	K122123054	亦楽	5	HP	250	分流汚水	令和3年10月6日	TV	昼	J122123054	J122123055	17.85	Ⅲ	
73	K122123053	亦楽	5	HP	250	分流汚水	令和3年10月6日	TV	昼	J122123053	J122123055	33.91	Ⅲ	
74	K122123055	亦楽	5	HP	250	分流汚水	令和3年10月6日	TV	昼	J122123055	J122123056	17.07	Ⅲ	
75	K122123044	亦楽	5	HP	250	分流汚水	令和3年10月5日	TV	昼	J122123044	J122123009	5.50	Ⅱ	
合計 75 路線												2486.79		

緊急度別路線数		
緊急度	路線数	実施延長
Ⅰ	0	0
Ⅱ	14	498.22
Ⅲ	55	1826.10
劣化なし	6	162.47
合計	75	2486.79

R3 Ⅱ＋Ⅲ＝ 2,324.32 m
R4 Ⅱ＋Ⅲ＝ 2,019.65 m
合計 4,343.97 m

調査内容一覧表

令和4年度 下水道管きょTVカメラ調査内容

整理No.	施設番号	地区	四面番号	管種	管径	排除方式	調査日	調査方法	昼夜	上流マンホール番号	下流マンホール番号	台帳延長(m)	緊急度	備考
1	K120120002	汐見台	10	FRP	φ250	分流汚水	令和4年11月17日	TV	昼	J120120002	J120120003	50.10	II	
2	K120120059	汐見台	10	FRP	φ250	分流汚水	令和4年11月17日	TV	昼	J120120003	J120120004	3.00	III	
3	K120120003	汐見台	10	FRP	φ250	分流汚水	令和4年11月17日	TV	昼	J120120003	J120120004	47.30		
4	K120120004	汐見台	7	FRP	φ250	分流汚水	令和4年11月17日	TV	昼	J120120004	J120120005	49.50	II	
5	K120119056	汐見台	8	HP	φ250	分流汚水	令和4年11月17日	TV	昼	J120119056	J120119002	29.65	III	
6	K120119002	汐見台	8	FRP	φ400	分流汚水	令和4年11月17日	TV	昼	J120119002	J120119003	31.05	II	
7	K120119006	汐見台	8	FRP	φ400	分流汚水	令和4年11月17日	TV	昼	J120119006	J120119007	75.00	II	
8	K119121004	汐見台	3	HP	φ250	分流汚水	令和4年11月15日	TV	昼	J119121004	J119121005	38.43	III	
9	K120121011	汐見台	6	HP	φ250	分流汚水	令和4年11月15日	TV	昼	J120121011	J120121012	49.02	III	
10	K120121012	汐見台	6	HP	φ250	分流汚水	令和4年11月16日	TV	昼	J120121012	J120120024	49.69	III	
11	K120120024	汐見台	7	HP	φ250	分流汚水	令和4年11月21日	TV	昼	J120120024	J120120025	44.81	III	
12	K120121013	汐見台	6	HP	φ250	分流汚水	令和4年11月22日	TV	昼	J120121013	J120121013	48.04	II	
13	K120121014	汐見台	6	HP	φ250	分流汚水	令和4年11月22日	TV	昼	J120121014	J120121015	48.01	II	
14	K120121016	汐見台	6	HP	φ250	分流汚水	令和4年11月22日	TV	昼	J120121016	J120121016	48.03	III	
15	K120121017	汐見台	6	HP	φ250	分流汚水	令和4年11月22日	TV	昼	J120121017	J120121018	46.00	II	
16	K120121022	汐見台	6	HP	φ250	分流汚水	令和4年11月22日	TV	昼	J120121022	J120121023	42.52	III	
17	K120121023	汐見台	6	HP	φ250	分流汚水	令和4年11月22日	TV	昼	J120121023	J120121020	36.82	III	
18	K121121014	汐見台	9	HP	φ250	分流汚水	令和4年11月21日	TV	昼	J121121014	J121121015	43.04	III	
19	K121121016	汐見台	9	HP	φ250	分流汚水	令和4年11月21日	TV	昼	J121121016	J120121040	26.45	II	
20	K120121040	汐見台	9	HP	φ250	分流汚水	令和4年11月21日	TV	昼	J121121016	J120121040	15.85		
21	K120121041	汐見台	9	HP	φ250	分流汚水	令和4年11月21日	TV	昼	J120121040	J120121041	20.72	劣化なし	
22	K120120052	汐見台	10	HP	φ250	分流汚水	令和4年11月21日	TV	昼	J120120053	J120120054	37.37	II	
23	K119121042	汐見台	3	HP	φ250	分流汚水	令和4年11月14日	TV	昼	J119121041	J119121042	12.66	III	
24	K119121043	汐見台	3	HP	φ250	分流汚水	令和4年11月14日	TV	昼	J119121041	J119121042	35.34		
25	K119121045	汐見台	3	HP	φ250	分流汚水	令和4年11月14日	TV	昼	J119121043	J119121044	35.01	III	
26	K119121046	汐見台	3	HP	φ250	分流汚水	令和4年11月14日	TV	昼	J119121044	J119121045	35.04	III	
27	K119121058	汐見台	3	VU	φ200	分流汚水	令和4年11月14日	TV	昼	J119121056	管接合	5.20	III	
28	K118120013	汐見台	2	HP	φ250	分流汚水	令和4年11月14日	TV	昼	J118120013	J118120014	26.53	III	
29	K118120014	汐見台	2	HP	φ250	分流汚水	令和4年11月14日	TV	昼	J118120014	J118120015	26.50	II	
30	K118120015	汐見台	2	HP	φ250	分流汚水	令和4年11月14日	TV	昼	J118120015	J118120016	50.03	III	
31	K118120034	汐見台	2	HP	φ250	分流汚水	令和4年11月18日	TV	昼	J118120034	J118120035	36.50	II	
32	K118120035	汐見台	2	HP	φ250	分流汚水	令和4年11月18日	TV	昼	J118120035	J118120036	35.01	III	
33	K118120055	汐見台	2	HP	φ250	分流汚水	令和4年11月14日	TV	昼	J118120055	J118120056	33.00	II	
34	K119120081	汐見台	4	HP	φ250	分流汚水	令和4年11月18日	TV	昼	J119120081	J119120074	35.00	III	
35	K119120071	汐見台	4	HP	φ250	分流汚水	令和4年11月14日	TV	昼	J119120071	J119120072	12.02	III	
36	K119120052	汐見台	3	HP	φ250	分流汚水	令和4年11月15日	TV	昼	J119120052	J119120053	38.05	III	
37	K119120051	汐見台	4	HP	φ250	分流汚水	令和4年11月15日	TV	昼	J119120051	J119120015	47.12	III	
38	K119120015	汐見台	4	HP	φ250	分流汚水	令和4年11月18日	TV	昼	J119120015	J119120016	49.97	II	
39	K119121040	汐見台	3	HP	φ250	分流汚水	令和4年11月15日	TV	昼	J119121039	J119121040	33.02	III	
40	K119120047	汐見台	4	HP	φ250	分流汚水	令和4年11月15日	TV	昼	J119120047	J119120028	32.03	劣化なし	
41	K119121031	汐見台	3	HP	φ250	分流汚水	令和4年11月15日	TV	昼	J119121031	J119121032	30.97	II	
42	K119120026	汐見台	4	HP	φ250	分流汚水	令和4年11月15日	TV	昼	J119120026	J119120027	5.45	III	
43	K119120027	汐見台	4	HP	φ250	分流汚水	令和4年11月15日	TV	昼	J119120027	J119120028	32.00	III	
44	K119120043	汐見台	4	HP	φ250	分流汚水	令和4年11月18日	TV	昼	J119120043	J119119012	42.03	III	
45	K119119012	汐見台	8	HP	φ250	分流汚水	令和4年11月18日	TV	昼	J119119012	J119119013	41.97	III	
46	K119119015	汐見台	8	HP	φ250	分流汚水	令和4年11月18日	TV	昼	J119119015	J120119055	30.47	劣化なし	
47	K119121008	汐見台	3	HP	φ250	分流汚水	令和4年11月16日	TV	昼	J119121008	J119121009	36.96	III	
48	K119121009	汐見台	3	HP	φ250	分流汚水	令和4年11月16日	TV	昼	J119121009	J119121010	37.05	III	
49	K119121011	汐見台	6	HP	φ250	分流汚水	令和4年11月16日	TV	昼	J119121011	J119121012	33.51	III	
50	K119121013	汐見台	6	HP	φ250	分流汚水	令和4年11月16日	TV	昼	J119121013	J119121014	26.00	III	
51	K119121014	汐見台	6	HP	φ250	分流汚水	令和4年11月16日	TV	昼	J119121014	J119121015	19.03	III	
52	K119121015	汐見台	6	HP	φ250	分流汚水	令和4年11月16日	TV	昼	J119121015	J119121016	39.58	III	
53	K119120018	汐見台	7	HP	φ250	分流汚水	令和4年11月16日	TV	昼	J119120018	J120120015	42.50	III	
54	K119120020	汐見台	4	HP	φ250	分流汚水	令和4年11月16日	TV	昼	J119120020	J119120021	47.03	III	
55	K120120018	汐見台	7	HP	φ250	分流汚水	令和4年11月21日	TV	昼	J120120018	J120120019	32.05	III	
56	K120120019	汐見台	7	HP	φ250	分流汚水	令和4年11月21日	TV	昼	J120120019	J120120027	27.30	II	
57	K120121006	汐見台	6	HP	φ250	分流汚水	令和4年11月16日	TV	昼	J120121006	J120121007	39.04	III	
58	K120120020	汐見台	6	HP	φ250	分流汚水	令和4年11月16日	TV	昼	J120120020	J120120021	39.01	III	
59	K120120021	汐見台	7	HP	φ250	分流汚水	令和4年11月21日	TV	昼	J120120021	J120120022	42.49	III	
合計 56 路線												2102.87		

緊急度別路線数		
緊急度	路線数	実施延長
I	0	0.00
II	15	631.61
III	38	1388.04
劣化なし	3	83.22
合計	56	2102.87

R4 II + III = 2,019.65 m

令和5年度

下水道管路施設ストックマネジメント策定業務委託

仕 様 書

令和5年6月

七ヶ浜町 水道事業所

令和5年度 下水道管路施設ストックマネジメント策定業務委託

〔1〕一般仕様書

第1章 総 則

1. 1 業務の目的

本委託業務（以下、「業務」という。）では、本仕様書に基づいて、管路施設ストックマネジメント策定に係る修繕・改築計画の策定を目的とする。

1. 2 一般仕様書の適用範囲

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。

1. 3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

1. 4 法令等の遵守

受注者は、業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

1. 5 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するように努めなければならない。

1. 6 秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1. 7 公益の確保の義務

受注者は、業務を行うに当っては公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

1. 8 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了に当って、七ヶ浜町の契約約款に定めるもののほか、下記の書類を提出しなければならない。

(イ) 着手届 (ロ) 工程表 (ハ) 管理技術者届 (ニ) 職務分担表

(ホ) 完了届 (ヘ) 納品書 (ト) 業務委託料請求書等

なお、承認された事項を変更しようとするときは、そのつど承認を受けるものとする。

1. 9 管理技術者及び技術者

(1) 受注者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

(2) 管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（下水道）、上下水道部門（下水道））、又は下水道法に規定された資格を有するものとし、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。なお、主要な設計協議ならびに現地踏査に出席しなければならない。

(3) 受注者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

1. 10 工程管理

受注者は、工程に変更を生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

1. 1 1 成果品の審査及び納品

- (1) 受注者は、成果品完成後に七ヶ浜町の審査を受けなければならない。
- (2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。
- (3) 業務の審査に合格後、成果品一式を納品し、七ヶ浜町の検査員の検査をもって、業務の完了とする。
- (4) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務のかしが発見された場合、受注者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

1. 1 2 関係官公庁等との協議

受注者は、関係官公庁等との協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれにあたり、この内容を延滞なく報告しなければならない。

1. 1 3 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、七ヶ浜町、受注者協議の上、これを定める。

第2章 実施方針策定一般

2. 1 打合せ

- (1) 業務の実施に当って、受注者は七ヶ浜町と密接な連絡を取り、その連絡事項をそのつど記録し、打合せの際、相互に確認しなければならない。
- (2) 業務着手時及び業務の主要な区切りにおいて、受注者と七ヶ浜町は打合せを行うものとし、その結果を記録し、相互に確認しなければならない。

2. 2 実施方針策定基準等

実施方針策定に当っては、七ヶ浜町の指定する図書及び本仕様書参考図書に基づき、実施方針策定を行う上でその基準となる事項について七ヶ浜町と協議の上、定めるものとする。

2. 3 実施方針策定上の疑義

実施方針策定上疑義の生じた場合は、七ヶ浜町との協議の上、これらの解決にあたらなければならない。

2. 4 実施方針策定の資料

実施方針策定の計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

2. 5 参考図書の貸与

七ヶ浜町は、業務に必要な下水道台帳、道路台帳、TVテレビカメラ調査書又は目視調査（潜行目視調査・マンホール目視調査）報告書及び調書等の資料を所定の手続きによって貸与する。

2. 6 参考文献等の明記

業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献、資料等を明記しなければならない。

第3章 スtockマネジメント実施方針

Stockマネジメント実施方針（管路施設）は、長期的視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進捗状況を考慮し、リスク評価等による優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査、施設の修繕・改築を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化することを目的として策定する。

3. 1 修繕・改築計画の策定

点検・調査結果に基づき施設の劣化状況を把握し、長期的な改築事業のシナリオ設定を踏まえ、事業計画期間を勘案し、概ね5～7年程度における改築の優先順位を設定する。

(1) 診断

診断は、管路施設の異常の程度を評価し、対策の要否及び緊急度を明らかにするもので、潜行目視調査、マンホール目視調査又はTV調査等の結果から、以下の手順で実施する。

(イ) 異常の程度の評価

異常の程度の評価基準に基づき、異常の程度を評価する。

(ロ) 緊急度・健全度の判定

異常の程度の評価結果を整理し、対策の緊急度・健全度の判定及び対策の要否（維持又は対策）の判定を行う。

(2) 対策の必要性検討

診断により判定された健全度・緊急度と、長期的な改築事業のシナリオを踏まえ、対策の必要性を検討する。

(3) 修繕・改築の優先順位の検討

従来の施設整備事業や地震・津波対策及び浸水対策事業などの機能向上に関する他計画を考慮し、リスク評価結果を踏まえて修繕・改築の優先順位を判断する。

(4) 対策範囲の検討

優先順位を踏まえた修繕・改築対策が必要と位置づけたスパンについて、修繕か改築かを判定する。

(5) 長寿命化対策検討対象施設の選定

長寿命化対策の検討対象とする施設を選定し、現場状況、劣化状況に応じた長寿命化対策工法の有無の確認を行い、長寿命化対策を検討する必要性を確認する。

(6) 改築方法の検討

改築と判定した管路施設を整理し、更新（布設替え工法）か長寿命化対策（更生工法）かを選定する。

また、ライフサイクルコストを算定し、長寿命化対策の実施効果を検証する。

(7) 実施時期の設定及び概算費用の算出

長寿命化対象施設及び長寿命化計画対象区域内の更新や修繕に必要な事業量の算出と概ね5～7年程度の実施時期を設定する。

また、事業計画期間内に改築する管路施設の対象延長及び施工方法を整理し、年度別事業量、年度割概算事業費を算出する。

(8) 修繕・改築計画のとりまとめ

(1)～(7)の検討結果及び他事業との整合を勘案した修繕・改築計画としてとりまとめる。

(10) 報告書作成

報告書作成では、管路施設ストックマネジメント実施方針に係るとりまとめ及びその概要書を作成するものとし、施設情報収集整理の内容、リスク評価の概要、施設管理目標、長期的改築事業シナリオ設定の概要、点検・調査計画の概要、修繕・改築計画の概要、その他必要資料等を集成するものとする。

第4章 照査

4.1 照査の目的

受注者は業務を施行する上で技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、設計図書に誤りがないよう努めなければならない。

4.2 照査の体制

受注者は遺漏なき照査を実施するため、相当な技術経験を有する照査技術者を配置しなければならない。

4.3 照査の事項

受注者は、実施方針策定全般にわたり、以下に示す事項について、照査を実施しなければならない。

- (1) 情報収集の内容及び課題の把握・整理内容に関する照査
- (2) 検討の方法及びその内容に関する照査
- (3) 計画の妥当性（方針、設定条件等）の照査
- (4) 上位計画、地震対策計画、浸水対策計画、合流改善計画等との相互間における整合性に関する調査

第5章 提出図書

5.1 提出図書

- (1) 提出すべき成果品とその部数は次の通りとする。なお製本はすべて白焼きとする。

図書名	形状寸法・提出部数
(イ) 報告書	A4判 3部
(ロ) 打合せ議事録	A4判 3部
(ハ) その他参考資料	原稿 一式
(二) 上記図書の電子成果品	CD-R 又は DVD-R 一式

- (2) 成果品の作成にあたっては、その編集方法についてあらかじめセヶ浜町と協議する。
- (3) 製本はすべて表紙、背表紙ともにタイトルをつけ、直接印刷したものとする。

第6章 参考図書

6.1 参考図書

業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

- (1) 下水道用設計標準歩掛表 第3巻 設計委託（日本下水道協会）
- (2) 下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン（国土交通省）
- (3) 下水道施設設計指針と解説（日本下水道協会）
- (4) 下水道維持管理指針（日本下水道協会）
- (5) 下水道施設維持管理積算要領―管路施設編―（日本下水道協会）
- (6) 下水道施設の耐震対策指針と解説（日本下水道協会）
- (7) 管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン（日本下水道協会）
- (8) 下水道管路施設ストックマネジメントの手引き（日本下水道協会）
- (9) 下水道管路改築・修繕事業技術資料～調査から施工管理まで～（日本下水道新技術機構）

- (10) 管きよ更生工法の品質管理技術資料（日本下水道新技術機構）
- (11) 管きよ更生工法（二重構造管）技術資料（日本下水道新技術機構）
- (12) 下水道管路施設維持管理マニュアル（日本下水道管路管理業協会）
- (13) 下水道管路施設維持管理積算資料（日本下水道管路管理業協会）
- (14) 管きよの修繕に関する手引き（案）（日本下水道管路管理業協会）
- (15) 下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術指針・同マニュアル（下水道事業支援センター）
- (16) 下水道管路施設改築・修繕に関するコンサルティング・マニュアル（案）（管路診断コンサルタント協会）
- (17) 下水道管きよ改築・修繕にかかる調査・診断・設計事務必携（管路診断コンサルタント協会編集（経済調査会））